

令和8年2月10日

託送供給約款制定不要の承認について

中部経済産業局長から、金沢エナジー株式会社（法人番号 6220001024185）による託送供給約款制定不要の承認申請に関する、ガス事業法第 177 条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成 12・09・28 資第 8 号。その後の改正を含みます。）における当該承認に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、承認することに異存ありませんので、別紙のとおり中部経済産業局長に意見を回答いたしました。

<別紙>

経済産業省

20260203 北陸第 2 号
令和 8 年 2 月 1 0 日

中部経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款制定不要の承認について（回答）

令和 8 年 2 月 2 日付け 20260123 北陸第 3 号により、貴職から当委員会に意見を求められたガス事業法第 4 8 条第 1 項ただし書の規定による託送供給約款制定不要に係る承認について、承認することに異存はありません。